様式第3号(第5条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　様

粕屋町長　　　　　　　　印

家庭的保育事業等設置認可書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあった　　　　　　保育事業の設置については、児童福祉法第34条の15第2項の規定により下記のとおり認可します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、この書類を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

記

1　家庭的保育事業等の事業所の名称

2　事業の種類

□家庭的保育事業

□小規模保育事業　 ( □A型 □B型 □C型 )

□事業所内保育事業 ( □保育所型 □小規模型 )

□居宅訪問型保育事業

3　家庭的保育事業等の事業所の所在地(居宅訪問型保育事業の主たる事務所の所在地)

4　定員　　　　　　　　　　　　名

5　設置年月日